

第 問

第 設問 1

1. 課題 1

まず、将来給付の訴えが適法であるためには、「あるべき債権請求」とあるべき債権がある場合に相当する(135条)。そこで本件がこの場合に相当する。

(1) 「あるべき債権」について、将来給付の訴えを提起することによる原告の利益と、事後的に請求異議の訴えを提起し必要が生じた被告の不利益を考慮して決すべきである。

そこで、①将来における請求権の基礎となる請求権が存在し、②現在の時点で債権者の利益に害する事情が明確に予測され、③債権者に請求異議の訴えの提起という負担を課しても不利益とはいえない場合には、「将来給付の訴え」「あるべき債権」を主張する必要がある場合に、将来給付の訴えを提起すべきと解する。

(2) 本件をこのように見ると、まず敷金返還請求権は、貸借契約終了後、不動産が明け渡されたときに、敷金による担保が返却されたことにより生じた一切の借付の額を控除した残額に相当するものである。そして、本件でXA間には本件建物につき本件貸借契約が締結され、Aに就いて本件建物を引渡した故、Y1、Y2がAと相続しており、Y1、Y2は貸借主としての地位を有する。したがって、XY1、XY2間の貸借契約が終了し、本件建物をY1、Y2が明け渡せば、敷金返還請求権が成立する。敷金返還請求権の基礎となる法律関係が存在する(①充足)。また、敷金返還請求権は原状回復費用等の一切の借付の額を控除した残額に相当するものであり、本件ではまだ明け渡しがされていないために、原状回復費用の

ここを詳しく

第 問

1 借付の額が明確になっていない(②不足)。さらに、前述の借付は当然に差入られた敷金から控除されたため、Xが請求異議の訴えを提起しなけりばならないとすると、元の年費からの不利益負担が著しく増加してXにとって不利益といえる(③)。

したがって、本件は「あるべき債権」を主張する必要がある場合に相当する。

(2) したがって、Xは、Y1、Y2が本件建物の明渡しを受けたとき、Y2に対し60万円を支払え、との請求趣旨による将来給付の訴えは不適法である。

2. 課題 2

まず、確認の訴えが認められるためには確認の利益が必要となり、①対象選択の適否、②即時確定の利益、③方法選択の適否により、確認の利益の有無が判断される。理由

(1) まず、対象選択の適否として、本件では敷金返還請求権が条件付債権であることから、将来の債権発生と現在の債権発生から対象選択として不適切であるのではない。

この点につき、上述の如く、敷金返還請求権は貸借契約の終了と目的物の明渡しを条件に発生する債権であるとして、そのように条件付の債権として貸借契約の終了前においても発生していると解され、現在の債権として対象選択として適切であるといえる(①充足)。

(2) 次に、本件でXがAから差入られた金銭は礼金であるとして、敷金の存在自体を争っている。したがって敷金返還請求権の存在についてY1、Y2によって争いがあり、その存在を裁判上により確定する必要がある。そこで、即時確定の利益が認められる(②充足)。

問

4

79

(第 問)

1 Y1、Y2を同時に被告とするべきではない。
2 そのため、本件訴訟は通常共同訴訟(38条)である。
3 (3) しかし、XはY2に対する訴えを取り下げることができる。
4 2. 課題2
5 (1) まず、共同訴訟人間では、共同訴訟人の一人の訴訟行為、相手方、
6 共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人
7 に対しては、他の共同訴訟人に及ぼす効力を生ずる(39条)。
8 したがって、上記共同訴訟人間が証人であることを認めるのは、
9 共同訴訟人間が証人であることを認める原則が認められる。
10 ア この点について、共同訴訟人の一人の証人提出により、職務証人
11 となすことはできない。そして、証人提出による事実認定は、
12 裁判官の自由な心証形成に委ねられる(247条)し、自由心証
13 主義の下では、一つの歴史的事実の心証は一つしかない。
14 したがって、共同訴訟人間が証人であることを認める。
15 / 本件で、Y1、Y2は共同訴訟人であるが、Y2が提出した本件訴訟
16 にも証人提出原則が適用され、証人提出の結果を事実認定に用い
17 てもよいと思える。
18 (2) もちろん、訴えのXのY2に対する訴えにより、XとY2間の
19 訴訟は争点から係属して、争点から争点へと移る(262条1項)。そこで、
20 Y2が提出した本件訴訟も提出した争点から争点へと移る。そ
21 して、本件訴訟の取調べ結果を事実認定に用いることはできない。
22 以上
23

(第 問)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23